

「独立行政法人労働安全衛生総合研究所契約監視委員会」の審議概要について

平成22年度第1回契約監視委員会が、平成22年10月5日(火)に、労働者健康福祉機構本部18階会議室において開催されましたので、その審議概要についてお知らせします。

昨年度、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」(平成21年12月28日設置)を設置した。

今年度においても、「調達の適正化について(依頼)(平成22年4月6日厚生労働大臣通知)」及び「独立行政法人の契約の見直しについて(平成22年5月26日総務省行政管理局長事務連絡)」の通知を踏まえ、引き続き契約の適正化に関して点検、見直しの審議を行うこととした。

平成22年度第1回独立行政法人労働安全衛生総合研究所契約監視委員会(概要)

開催日及び場所	平成22年10月5日(火)労働者健康福祉機構本部18階会議室	
委員(敬称略)	田極春美(三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員) 竹内啓博(公認会計士) 榎本克哉(監事) 室中道雄(監事)	
審議対象	○平成22年度4月～6月に契約締結した案件 ・競争性のない随意契約 ・一者応札・応募となった契約 ○平成23年3月までに契約締結が予定される調達予定案件の事前点検	
議 事	冒頭、以下の説明を行い、了承を得た。 ○契約監視委員会の設置について ・「独立行政法人労働安全衛生総合研究所契約監視委員会設置要綱の一部改正」の確認 ○点検・見直しの審議について ・委員会における審議方法 ・労働安全衛生総合研究所の契約の状況、随意契約等の見直しに関するこれまでの取組状況の説明 ・平成22年度4月～6月における競争性のない随意契約(4件)及び一者応札・応募(10件)、並びに平成23年3月までに契約締結が予定されている調達案件(7件)	
	委員からの意見・質問に対する回答等	
	○平成22年度4月から6月に締結した一者応札・応募となった契約について	
	「No.10 インダストリアルヘルスの編集及び印刷」については、入札説明会に2者参加して、入札への参加が1者となった理由はなぜか。	英文誌の編集を行うため、一般の印刷業者では難しいのではないかと考えられる。

	<p>全体的に入札説明会の開催時期についてどのようにタイミングで設定しているのか。</p> <p>また、入札説明会に参加しなければ入札に参加できないのか。</p>	<p>入札説明会は、概ね公告日と入札日の中間に設定している。</p> <p>また、入札説明会に参加しなくても入札への参加は可能である。</p>
	<p>入札への参加資格はどのような資格が必要となるのか。</p>	<p>国の資格を準用し、全省庁統一参加資格が必要となる。</p>
	<p>「No.7 主電子計算機システムの賃貸借及び保守等一式」について、総合評価方式による一般競争入札から事前に仕様の提出を求め事前審査した上での最低価格落札方式による一般競争入札に移行することだが、事前に仕様書の提出を求めるのは業者の負担となるのではないか。</p>	<p>最低価格落札方式による一般競争入札に移行する場合には、質を担保する必要があることから、事前に仕様書の提出を求め審査することが必要となる。</p> <p>また、総合評価方式から最低価格落札方式に移行することにより、より透明性も確保することができるものと考ええる。</p>
	<p>「No.7 主電子計算機システムの賃貸借及び保守等一式」について、平成18年契約時の業者が今回の入札に当たり有利となるようなことはあるのか。</p>	<p>当該システムは、汎用品のサーバーなどを組み合わせたシステムであり、どこのメーカーでも納入できるものである。よって前回の業者が有利になるとは考えていない。</p>
	<p>「No.7 主電子計算機システムの賃貸借及び保守等一式」について、新賃貸借契約ということで、リース会社が参加しているが、システムを製作するメーカーにも照会した方がよいであろう。</p>	<p>今後は、メーカーも含め広く周知していきたい。</p>
	<p>「No.7 主電子計算機システムの賃貸借及び保守等一式」について、事前審査方式とは、入札説明会に参加した業者しか入札に参加させないということか。</p>	<p>最低価格落札方式による一般競争入札に移行するには、質を担保する必要があることから、事前に仕様書を提出させ審査することが必要となる。</p> <p>また、こちらから特定の業者に対してのみ入札への参加を求めることはしていない。できることは、あくまでも入札を行うことについての周知のみである。</p>
	<p>「No.7 主電子計算機システムの賃貸借及び保守等一式」について、入札説明会をもっと早く開催してもよかったのではないか。仕様を満たしていない場合は新たな提案が必要となることから、提案期間を確保するためにも、入札説明会の開催時期を早くしたほうがよい。</p>	<p>年末年始、祝日があったことから、これ以上前倒して開催することができなかったものである。今回は公告期間を59日間確保したが、次回はさらに長く確保することとしたい。</p> <p>また、入札説明会の開催時期についても、御指摘を踏まえ、次回は検討したい。</p>

	○平成 22 年度末までに契約締結が予定されている調達案件について	
	「No.4 2011 年外国雑誌の購入」について、昨年の入札へは 3 者参加しているとのことだが、今回はどうなりそうか。	今回も 3 者から参加の意志は確認している。